

若年求職者の資格取得を支援します

—キャリアビジョン実現支援事業—



キャリアビジョン実現支援事業とは・・・

大学、短大等の新卒未就職者を対象に、
キャリアカウンセリングにより適性を見極めます。
目標の業種に必要な資格等を紹介します。
資格取得費用等の一部を求職者あて補助します。



埼玉県のマスコット
コバトン

申込期間、申込方法、キャリアカウンセリング実施場所等詳細は現在のところ未定です。
決定次第、県ホームページ等でお知らせします。

この事業の実施は、県議会での予算議決が条件となります。

対象

埼玉県在住かつ雇用保険非受給者で以下の方を対象とします。

- 年間 200人
- 大学、短大等の新卒未就職者
- 一年以上長期失業している若年者（概ね39歳以下等）

※ 申込者多数の場合は、

平成22年3月大学・短大新卒未就職者を優先
します。

平成22年3月新卒者多数の場合は抽選とします。

キャリアカウンセリング

- 数回のキャリアカウンセリングによる適性確認
- 目標の業種に必要な資格紹介
- 資格に向けての受講状況の確認等フォローアップ

対象となる資格

キャリアカウンセリングで将来の目標を定め
た方が資格紹介の対象となります。

資格全般を広く対象として認めます。

通学形式講座だけではなく通信講座も対象
とします。

ただし、概ね6か月未満で取得可能な資格を主たる
対象とします。

- ・ 趣味的、教養的又は初歩的な内容のみで構成される資格は対象としません。（ペン習字、音楽関連、工芸関連、パソコン検定の初級者検定等）
- ・ 正規社員としての就職に直結しないような資格は対象としません。（芸能関連等）
- ・ 長期間の学習が必要な資格は対象としません。（弁護士、税理士等）
- ・ 申込後、早期の返金制度がある講座は対象としません。

※事業の詳細は変更する可能性があります。

資格取得支援

資格取得のために必要となる入校料、受講料、
テキスト代等教材費等の費用の2分の1の額、
75,000円を上限を補助します。

ただし、受講料等総額が20,000円を超えない
場合は支給しません。

- ・ 受講等の支払証拠書類（振込明細等）により、
受講費用を算定します。
- ・ 補助金支給にあたっての振込手数料を差し引
きます。
- ・ 以下は補助対象としません。
 - ・ 受講に当たって必ずしも必要とされない
補助教材費、補講費
 - ・ 教育訓練施設等が実施する各種行事参加に
係る費用
 - ・ 資格取得後等将来受講者に現金還付が規定
されている場合その額
 - ・ 費用に学債等が含まれているなど将来受講者に
還付が予定されている場合その額
 - ・ 受講のための交通費
 - ・ パソコン等、受講用と私用の区分が困難な
器材の費用（使用賃借料を含む）
 - ・ クレジット会社に対する手数料、受講料振込
のための手数料
 - ・ 支給申請時点での未納の額
 - ・ 申請者に対する教育訓練の受講に伴う手当等
支給がある場合、その手当の額（明らかに入学科
又は受講料以外に充てられる額を除く。）。
 - ・ 各種割引制度等が適用された場合は、割引等
の後の額を補助対象とします。

お問い合わせ先

埼玉県産業労働部産業人材育成課 能力開発担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

電話 048 (830) 4601

URL: <http://www.pref.saitama.lg.jp/A07/BC00/>